

とめ 法人会 NEWS

令和3年5月21日発行

第96号

東和町 農家民宿かじか村

東和町米谷地区にある農家民宿かじか村は、築150年の古民家をリフォームした里山体験型の民宿で四季折々の風景が楽しめます。

目次

- P. 1 東和町 農家民宿かじか村
- P. 2 佐沼税務署からのお知らせ
- P. 3 宮城県税事務所からのお知らせ
- P. 4~5 高齢者雇用安定法への実務対応
- P. 6 コロナ禍を生き抜く経営ヒント
- P. 7~8 会員企業リレー、法人会トピックス

国税電子申告・納税システム

e-Tax

電子申告で効率的IP!

国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続がインターネットで行えます。

納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

e-Taxを利用して所得税の申告を
するとこんなメリットが!

- 添付書類の提出省略
- 選付がスピーディ

法人会オリジナルキャラクター「けんこ」

法人会 | 法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

ご利用に限り条件、注意事項があります。詳しくはホームページでご確認ください。

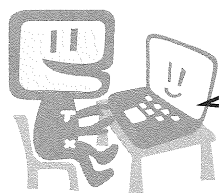
イータックス 検索

事業者の
みなさまへ

令和5年10月1日から
消費税の仕入税額控除の方式として
「**適格請求書等保存方式**」
(いわゆるインボイス制度)が導入されます。

インボイスを交付する事業者となるには
事前に登録申請が必要です!

【登録申請受付開始:令和3年10月1日~】



登録申請は、e-Taxをご利用いただくと
手続きがスムーズです。

※インボイスとは、登録番号のほか、一定の事項が記載された
請求書や納品書その他これらに類するものをいいます。

インボイス制度について

専用ダイヤル

【フリーダイヤル】 0120-205-553

【受付時間】 9:00~17:00(土日祝除く)

詳しくお知りになりたい方は

国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)の
「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

特設サイトへ



自動車税種別割の納期限は5月31日（月）です！

～期限までに納付されるようお願いします～

令和3年度の自動車税種別割納税通知書は、令和3年5月11日（火）付けで県内一斉に発送されておりますので、届いていない場合は最寄りの県税事務所にお問い合わせください。

納期限まで納付されない場合は、延滞金がかかることがあります。自動車税種別割は、県の様々な事業を行うための貴重な財源ですので、納期限までに納付されますようお願いいたします。

自動車税種別割の納付などに関するご質問がある場合は、納税通知書を発行した県税事務所にお問い合わせ願います。

☆ 納める方

- ・ 自動車税種別割は、毎年4月1日午前0時現在で車検証に記載されている所有者に課税されます。自動車を譲渡しても、名義変更の登録手続きが4月以降となった場合は、自動車を所有していると判断され、自動車税種別割が課税されます。
- ・ なお、割賦販売等で売主が所有権を留保しているときは、買主が所有者とみなされます。

☆ 納める方法

① 金融機関窓口・コンビニエンスストア・県税事務所窓口での納付

- ・ 納税通知書の裏面に記載の金融機関、コンビニエンスストア又は県税事務所で納付してください。
- ・ 納付の際は、ミシン目から上下に切り離して、下部の横3連の納付書をそのまま窓口にお出しください。
- ・ 納付書を切り離したり、バーコード等の情報が汚損されていると、納付できない場合があります。その際は、納税通知書を発行した県税事務所にお問い合わせください。

※②ペイジー、③スマートフォン決済アプリ及び④クレジットカードにより納付される場合は、事前に宮城県総務部税務課ホームページ「税金の種類・納付の方法」から、ご利用にあたっての注意事項をご確認願います。

(<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/zeimu/nouzei-kankei.html>)

② ペイジー(Pay-easy)による納付

- ・ ペイジーは、インターネットバンキングや金融機関のATMを利用して県税の納付ができるサービスです。
- ・ ペイジーで納付するためには、事前手続（金融機関との契約）が必要です。詳しくは各金融機関のホームページでご確認いただくか、各金融機関にお問い合わせ願います。

③ スマートフォン決済アプリによる納付

- ・ スマートフォン決済アプリ（モバイルレジ、PayB、PayPay、LINE Pay）を利用して納税通知書に印刷されているバーコードを読み取ることで、納付することができます。決済手数料はかかりません。

④ クレジットカードによる納付

- ・ ご自宅の「パソコン」、「スマートフォン」からクレジットカードを利用して納付ができます。令和3年4月より納付方法が新しくなりました。

なお、税額のほかに支払い手続き1回ごとに決済手数料がかかります。

納付サイト名：https://koukin.f-regi.com/fc/miyagi_pref/

決済手数料一覧

納付金額	手数料（税込）
1～10,000円	110円
10,001～20,000円	220円
20,001～30,000円	330円
30,001～40,000円	440円
40,001～50,000円	550円
以降同様に上の納付金額の区分が10,000円増えるごとに手数料110円（税込）ずつ加算されます。	

改正 高年齢者雇用安定法への実務対応 4月から「70歳までの雇用・就業」確保へ努力義務!

改正「高年齢者雇用安定法」(高年齢者等の雇用の安定等に関する法律)が令和2年に成立し、令和3年4月1日から施行されます。これまでの「65歳までの

高年齢者雇用確保措置と高年齢者就業確保措置

平成25年の改正により、事業主に65歳までの希望者全員の雇用確保措置が義務付けられ、令和6年度には一部残っている経過措置も終了し、全面義務化となり

表 1 【高年齢者雇用確保措置】平成25年4月1日より
① 65歳までの定年引き上げ
② 定年制の廃止
③ 希望者全員を対象とする65歳までの継続雇用制度の導入
表 2 【高年齢者就業確保措置】令和3年4月1日より
① 70歳までの定年の引き上げ
② 定年制の廃止
③ 70歳までの継続雇用制度の導入 特殊関係事業主に加えて、他の事業主によるものを含む
④ 70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入
⑤ 70歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入 a. 事業主が自ら実施する社会貢献事業 b. 事業主が委託、出資(資金提供)等する団体が行う社会貢献事業

雇用確保」義務に加え、「70歳までの就業確保」が努力義務となります。企業が対応すべきポイントを現行法と比較しながら、みていきましょう。

記の「高年齢雇用確保措置」が実施されていることを前提に、70歳までの雇用又は就業を確保するのとが努力義務とされま

「就業確保措置」とは、表2のものをいいます。70歳までの就業確保措置には、①③の雇用によるタイプと、④⑤の創業支援等を行うタイプに分かれます。

高年齢者就業確保措置のうち、いずれの措置を講ずるかにについては、労使間で十分に協議を行い、高年齢者のニーズに応じた措置を講じることが望ましいとされています。

継続雇用制度の導入にあたって

③の「70歳までの継続雇用制度」導入にあたっては、高年齢者就業確保措置は努力義務であることから、対象者を限定する基準を設けることも可能ですが、その場合には過半数労働組合等との同意を得ることが望ましいとされています。

また、基準を設けて対象者を限定する場合、対象者基準の内容は、原則として労使に委ねられるものです。労使で十分に協議した上で定められたものであっても、事業主が恣意的に高年齢者を排除しようとするなど、高年齢者雇用安定法の趣旨や他の労働関係法理に反するものや公序良俗に反するものは認められません。

といった但し書きを入れてある企業があるかと思いますが、これでは70歳までの就業確保措置を講じていることにはなりません。

創業支援等措置

創業支援等措置には、2種類あり、1つは「起業」に対する支援で、65歳到達後の高年齢者と、70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度を設けます。

従業員は、雇用労働者ではなく、個人事業主の立場で仕事を請け負い、報酬を得ます。

当該高年齢者はそれまでの福利厚生部分がなくなり、例えば、年次有給休暇がなかったり、業務中にケガをしても労災補償を受けないことができなかったりします。

また、企業は、そもそも就労の実態が「労働者制判断の基準」に照らし、偽装請負にならないよう注意することが必要です。

2つ目は、社会貢献活動への支援で、「事業主が自ら実施する事業」又は「事

業主が委託・出資その他の援助を行う団体」と65歳到達後の高齢者が委託契約（有償の契約）結び、社会貢献事業に従事する形をとります。

創業支援等措置を講じる際には、過半数労組（ないときは過半数代表者）の同意を得る必要があります。具体的には、事業主が「創業支援等措置の実施計画」を作成し、過半数代表と話し合います。

高齢者雇用継続給付も縮小される見通し

高齢者雇用継続給付は、60歳で定年を迎える労働者について、企業における65歳までの継続雇用を促進する目的で、平成6年に創設されました。

平成6年とは、高齢者雇用安定法で60歳未満の定年が原則禁止になった年です。それまで企業の多くは55歳定年制を導入していました。

高齢者雇用継続給付金とは、雇用保険に加入して5年以上の者の60歳到達時点と比較して賃金が75%未満に低下した状態で継続雇用される場合に、60歳以上65

し合います。

実施計画は「事業所単位」で定めるのが原則ですが、企業単位で統一した制度を設け、各事業所の過半数代表が合意すれば、企業単位で協定することも可能です。計画には、創業視点当措置を講じる理由、高齢者が従事する業務の内容、支払う金銭に関する事項等12項目を定めることになって

歳未満の間、各月に支払われた賃金の最大15%の給付金が支給される、というものです。

高齢者雇用継続給付金制度の今後について、現在わかっているのは、「令和7年度に60歳に到達する人から給付率を半減させ、その後段階的に廃止されていく」という方向性です。

令和7年度からとなるのは、改正高齢者雇用安定法に定める「65歳までの雇用継続制度」について、現状講じられている経過措置が令和6年度で終了

することを受けての対応です。

努力義務とは

努力義務とは、法令のなかで「〜するよう努めなければならぬ」「〜と努めるものとする」といった表現であらわされているもので、「努力すること」が義務付けられています。

「何もしないまま放置する」、「検討はしているが、実際に制度の設計や導入はしていない」状態は、努力義務違反です。また、「高齢者雇用安定法」は全ての企業に適用されるため、自社に高齢者がいない場合でも対応する努力義務を負うこととなります。

努力義務を果たしていないくても罰則規定はありませんが、行政指導の対象となります。ハローワーク等からの指導・助言があり、状況が改善しなければ、措置導入の計画作成を勧告、それでも従わなければ社名公表となる可能性があります。

今回の改正は努力義務で

すが、これまでも高齢者の雇用促進については、徐々に引き上げが行われてきました。同じ様に、70歳までの就業機会確保が将来的に義務規定に移行する可能性は十分にあります。こうした状況を踏まえ、高齢者の雇用促進のため、「65歳超雇用推進助成金」が用意されています。

65歳超継続雇用促進コース、高齢者評価制度等雇用管理改善コース、高齢者無期雇用転換コースの3コースありますので、利用してみたいかがでしょうか。

企業が発展するために

昨今、「少子高齢化」、「労働力人口減少」が叫ばれない日はありません。

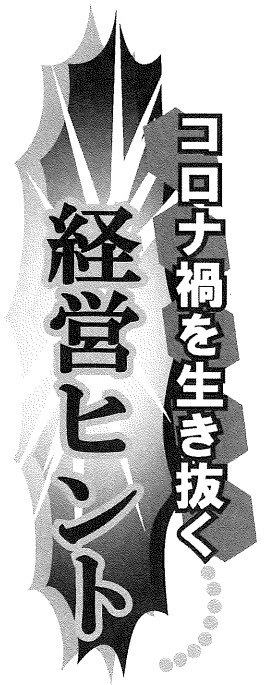
労働力人口が減少する中、働く意欲のある人たちがいつまでも働ける環境づくりを行っていくことは、もはや企業のみならず、国を挙げて取り組まなければならない問題です。

厚生労働省の「就労条件

総合調査」（令和1年版）によれば、「定年60歳以上、希望者全員65歳まで継続雇用」という現行法の仕組みが、今後どの様になるのが望ましいかを複数回答で尋ねたところ、「希望すれば何歳まででも働ける仕組みが望ましい」が41.7%と最多で、「60歳以上の定年年齢が望ましい」（33.4%）、定年後の継続雇用の上限年齢の引き上げが望ましい」（16.9%）であり、現行制度より長期に働けるような仕組みづくりが求められているといえます。

高齢者の雇用安定は、全ての企業が向き合わなければならず、今回の改正における「努力義務」が、将来的には「義務」となることも十分に予想されます。70歳までの就業確保は、言い換えれば、企業の労働力確保でもあります。

高齢者のニーズやモチベーション向上を考えた人事制度の取り組みに着手し、70歳までの就業確保措置の準備を進めていくことが重要です。



経営コンサルタント
大井 貴信

コロナ禍の中で、収益の源泉である営業活動もままならない状況に、多くの企業が苦慮しており、直近のデータを見ても減収減益を予想している向きが多くなっています。

コロナ対応での新しい生活様式が求められたように、企業にも新たな営業様式が求められ、転換が迫られている時にあり、WEBを活用した非接触型のオンライン営業への取り組み強化を図る向きも少なくありません。

成熟化した企業社会の中で、WEBを活用した営業展開するにあたって、「自社は、誰に向かい、何を提供していくのか、同業他社に負けない強みは何があるのか」が明確でないと、相

手への訴求力は弱いものになつてしまいます。

相手には伝える力を増すために、自社業務に精通している全社員一丸となつて振り返り、深掘りして整理し、共有し、WEB等の新たなツールを通じて発信していくことこそが、この厳しい局面を打開していく上で、重要だと思えます。

今日の状況こそ違え、この難局を乗り越えていく経営のヒントを与えてくれるある経営者の取り組みがあります。

裸一貫から多額の借金を背負い、三洋電機製作所を興した井植歳男氏の洗濯機の開発・販売普及した軌跡に今、学ぶ点は少なくありません。

昭和28年8月、日本初の

噴流式洗濯機を発売。

当時、輸入洗濯機は10万円を超えていましたが、徹底したコスト削減で3万円を切る価格で販売。

当時、大卒初任給が1万円に届かない時代で、主婦からは「欲しいけど、贅沢。夫に買ってとは言えない」、そして販売店からも「売れない」と厳しい反応でした。

井植氏は普段でも出張時でも、日々の洗濯に苦勞する主婦と話し込み、落ちない汚れや力を要する洗濯物の苦勞を聞き出しては、洗濯機の改良を重ねるとともに、汚れの落とし方を徹底して調べ上げ、販売の最大の強味となる洗濯マニユアルを作り上げたのです。

当時、業界最大手の東芝も開発に乗り出してくるものの、主婦の洗濯の機微にわたる悩み事に対応する技術改良を重ね、年間6万台を超える大ヒット商品に仕上げたのです。

そうした苦勞を潜り抜けた井植氏はお客様を前に、

「女性が洗濯板で洗濯すれば、卵2個分のカロリーを消費します。さらに、時間のロス、肩の凝り。お金に換算すると、280円。洗濯機なら、25円で済みます。一家の主婦が洗濯に疲れ、家事に疲れては、子どもは寂しがり、ご主人は悲しがり、家中は暗くなります。しかし、女性の家事が楽になれば、家族の喜び、楽しみが増えます。まさに、一家の大きな収入です」と説き、消費者の心をつきました。

消費者・顧客から支持を得る上で、困りに耳を傾け、自社の持てる技術で応えて提供していく、発信していく、さらには提供する商品・サービスを購入・活用することで副次的に得られる効果を伝えることが欠かせないものだということを、井植氏からの取組みから、時空を超えて、学ばされると思いませんか。

WEB等を活用した新たな営業様式が求められている今だとしても、この伝える論理やプロセスは変わるものではなく、自社ができる事、求められている事、応えるべき事、といった脚下を見つめ直した取組みを発信していくことは、時代が移ろうと変わらないように思えます。

徹底した自社の深掘りでの新たな販路チャネルを開いたり、拡大へとつながる機会ともなります。事実、こうした取り組みで現下の状況にあっても売り上げを確保している企業もあります。

井植氏は、「困難にあわない人生というものはありえない。もしあるとすれば、それは怠けている証拠である」という言葉を遺しています。

怠惰の誹りを受けないよう、努めて、この厳しい局面を切り切るために、自社の足元を見つめ、自社ができることを発信していきましよう。

【参考文献・プロジェクトX「新リーダーたちの言葉」文芸春秋】

「大人から子どもまで 安心して遊べる場に」



金 治信支配人

《石越支部》
株式会社 いしこし

今回は「チャチャワールドいしこし」の運営されている(株)いしこし様を訪問しました。

(株)いしこしは、平成6年6月第3セクターとして設立されました。もともと石越町にあった高森公園を国の事業でレクリエーション施設に開発されることとなり、その運営をするため石越町をはじめ地元の様々な団体・個人からの出資を受けて誕生しました。

高森公園は子供から大人まで楽しく体験できるレクリエーション施設として、また、「僕らの行きつけ遊園地」として生まれ変わり、愛称を一般公募により「チャチャワールドいしこし」に命名され、平成7年4月オープンしました。愛称「チャチャワールド」の「チャ」は、チャイルドに由来し、子どもとともに大人も童心に帰る世界という意味から命名されました。

小さい子どもも安心して遊べる場所として親しまれ、一昨年には“ゆる〜り、ゆったり”をコンセプトにリニューアルオープンし、安心・安全はもちろん、EVゴーカートや3Dシアターなど、小中学生も楽しめるアトラクションが今年度増設されました。

さらに、これからの季節は施設内に植えられている3万本のあじさいが県内外から訪れる方々を楽しませてくれるそうです。

現在、体温測定器の設置や遊具ごとの消毒を徹底されているとのことでした。

今回の取材へのご協力ありがとうございました。



法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス



第21回豊里駅前冬の蛍通り

豊里支部では、令和2年12月から翌年1月に開催された第21回豊里駅前冬の蛍通りの支援をいたしました。

一日も早い新型コロナウイルス感染症の収束の願いも込められたイルミネーションが明るく輝きました。



とよま町中ミュージアム

登米支部では、令和2年10月に開催された、とよま町中ミュージアムの支援をいたしました。

WEBを活用し、バーチャルで登米の歴史的建造物や町並み等が紹介されました。

法人会トピックス

法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス

第13回税に関する絵はがきコンクール 優秀作品を表彰!

次世代を担う子どもたちに、税金に理解と関心を深めてもらおうと小学6年生を対象に、税に関する絵はがきコンクールが毎年全国の法人会で開催されました。

令和2年度の仙台国税局管内の応募作品数は、東北6県の小学校697校より19,925点、登米市内では16校より457点の応募をいただき、登米法人会長賞、登米法人会女性部会長賞、佐沼税務署長賞、それぞれ1点を決定し、賞状と記念品を贈りました

20,また、応募全作品を佐沼税務署内に設置された確定申告会場に展示し、期間内にいらした方々にもご覧いただきました。



豊里小学校にて



東郷小学校にて表彰状授与



佐沼税務署内・展示のようす



登米市社会福祉協議会にて

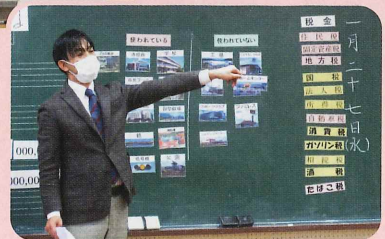
プルタブ・タオル等を寄贈!

女性部会の社会貢献活動として平成16年度から実施している新品タオル・プルタブ・使用済切手の収集活動ですが今年度も部会員や地域の方々からのご提供いただき、登米市社会福祉協議会へ寄贈いたしました。

今後もこの活動を続けてまいりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。



女性部会
伊藤ゆみ子副部会長



青年部会
三浦 智部会員

市内小学校で租税教室を開催!

青年部会・女性部会では、社旗貢献活動一環として、「税金」の役割と大切さを教える「租税教室事業」に取り組んでおります。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で中止が相次ぎましたが、市内8校で講師を務め、身近にある建物の写真を使って税金が使われているかどうか仕分けしてもらうなどしました。

今後も子供たちに関心を持ってもらえるよう工夫して取り組んでまいります。